

令和 8 年 6 月 24 日

令和 8 年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、事務又は事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性及び透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画を次のとおり定める。

1. 調達の現状及び要因の分析

- (1) 機構における令和 7 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約件数は 642 件、契約金額は 516.2 億円である。また、競争性のある契約は 589 件（件数割合：91.7%）、500.4 億円（金額割合：96.9%）であり、競争性のない随意契約は 53 件（件数割合：8.3%）、15.8 億円（金額割合：3.1%）である。

令和 6 年度と比較し、競争性のない随意契約の件数は減少（31.2%の減）したが、金額は増加（25.6%の増）した。件数の減少は、主に少額随意契約基準額の引上げに伴う計数の計上対象範囲の変更（※）によるものである。また、金額の増加は、主に事務所賃貸借に関する契約増（件数：5 件の増、金額：2.5 億円の増）によるものである。

なお、調達にあたっては、政府全体で進められている諸施策（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）に基づく価格転嫁・取引適正化の取組等）を踏まえ、低入札価格調査制度の導入、契約期間中に発生したコスト上昇等による事業者の申し出等に対し、適切に対応している。

※ 機構においては、国と同様に令和 7 年度から少額随意契約基準額を引き上げた。表 1 及び表 2 の「令和 7 年度」に記載した計数は基準額引上げ後のものである。

表1 令和7年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(20.5%) 198	(27.1%) 105.5	(23.8%) 153	(40.3%) 207.9	(△22.7%) △ 45	(97.0%) 102.4
企画競争・公募	(71.5%) 691	(69.7%) 271.7	(67.9%) 436	(56.7%) 292.5	(△36.9%) △ 255	(7.7%) 20.8
競争性のある契約(小計)	(92.0%) 889	(96.8%) 377.2	(91.7%) 589	(96.9%) 500.4	(△33.7%) △ 300	(32.7%) 123.2
競争性のない随意契約	(8.0%) 77	(3.2%) 12.6	(8.3%) 53	(3.1%) 15.8	(△31.2%) △ 24	(25.6%) 3.2
合計	(100.0%) 966	(100.0%) 389.8	(100.0%) 642	(100.0%) 516.2	(△33.5%) △ 324	(32.4%) 126.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度増減率である。

(2) 機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は48件(件数割合：8.1%)、契約金額は21.9億円(金額割合：4.4%)である。

令和6年度と比較し、一者応札・応募による契約件数及び金額は減少(件数：30.4%の減、金額：77.2%の減)した。主な理由は、システム関係の契約減(件数：11件の減、金額：73.5億円の減)によるものである。

表2 令和7年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	(92.2%) 820	(74.5%) 281.1	(91.9%) 541	(95.6%) 478.5	(△34.0%) △ 279	(70.2%) 197.3
1者以下	(7.8%) 69	(25.5%) 96.1	(8.1%) 48	(4.4%) 21.9	(△30.4%) △ 21	(△77.2%) △ 74.1
合計	(100.0%) 889	(100.0%) 377.2	(100.0%) 589	(100.0%) 500.4	(△33.7%) △ 300	(32.7%) 123.2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争及び公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度増減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

1の調達の現状及び要因の分析を含む総合的な検討の結果を踏まえ、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募の両分野において、次のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努める。

また、政府全体で進められている諸施策に対しても、適切に取り組む。

(1) 新規の競争性のない随意契約

引き続き、公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進するため、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会(以下「契約監視委員会」と

いう。)で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約を締結する場合は、財務企画部の事務を担当する役員(以下「財務企画担当役員」という。)又は財務企画部長を委員長として機構内部に設置された契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)において事前に審査し、契約監視委員会で事後に点検する。【随意契約の理由の妥当性】

(2) 一者応札・応募

引き続き、公正性及び透明性を確保した上で、競争性を保った調達を推進するため、次の①から⑧までの改善方策に取り組み、各取組結果を契約監視委員会で事後に点検する。【各改善方策の妥当性】

- ① 電子入札の積極的活用
- ② 参加要件の精査
- ③ システム改修案件の設計図書等の事前の閲覧
- ④ (機構の競争参加資格に加え) 国の競争参加資格の対象化
- ⑤ 資格等級の柔軟な対応
- ⑥ 十分な公告期間及び準備期間の確保
- ⑦ 入札に参加しなかった事業者からの事後の聴き取り
- ⑧ 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、かつ、今後も継続が見込まれる案件に係る公募への切替えの検討及び実施

(3) 政府全体で進められている諸施策(官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組、公共施設の整備・管理・運営におけるPFI事業の活用等)への対応

官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組について、中小企業・小規模事業者における価格転嫁・取引適正化を推進するため、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」(令和8年4月6日「賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」公表)等に基づく取組を行う。【各取組の実施状況】

なお、現状、公共施設の整備・管理・運営におけるPFI事業の活用は、法人において取り組むべき施設等がない。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結する案件は、契約審査委員会にあらかじめ付議し、独立行政法人住宅金融支援機構会計規程(平成19年住機規程第35号)に定める「随意契約によることができる事由」との整合性及び競争性のある調達の実施の可否の観点から審査を受ける。

また、変更契約を締結する案件については、機構が定めるガイドラインを

適切に運用することにより、内部統制の強化を図る。【随意契約の理由の妥当性、変更契約の内部統制強化の状況】

なお、調達等については、入札・契約に係る事務の適正な執行の観点から監査部による監査を受ける。また、調達等の内部統制の状況について監事による監査を受ける。

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

調達に関する不祥事の発生を未然に防止するため、次のとおり取り組む。

なお、機構では、違反行為の防止等を目的として、通報等を受け付けるための窓口を設置するなど内部統制を有効に機能させる態勢を構築している。

【各取組の実施状況】

- ① 契約担当部署（財務企画部会計事務管理室をいう。以下同じ。）は、あらかじめ全ての調達案件を点検する。
- ② 契約担当部署は、調達に関する事務処理マニュアル等を作成し、調達担当部署の職員に対する情報提供を行う。また、契約担当部署は、入札不正事案の防止に向けた啓蒙活動を行う。
- ③ 機構の役職員が官製談合による違反行為等を行った場合又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合には、直ちに調査、報告等の対応を行わなければならないことを、調達担当部署の職員に周知・徹底する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価は、当該事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、調達等合理化計画に基づき、当該事業年度の終了後に実施する。自己評価の結果は主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣の評価を踏まえ、調達等合理化計画の策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

この計画に定める各事項を着実に実施するため、財務企画担当役員を総括責任者とし、その指示に基づき、この計画の策定、実施状況の管理及び自己評価を行い、調達等の合理化に取り組む。また、契約担当部署は、定期的に実施状況を総括責任者及び副総括責任者に報告する。

総括責任者 財務企画担当役員

副総括責任者 財務企画部長・財務企画部会計事務管理室長

担当部署 財務企画部会計事務管理室会計グループ

(2) 契約監視委員会による点検

契約監視委員会は、この計画の策定時及び自己評価時に点検するとともに、理事長が定める基準（新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募）に該当する個々の契約案件を事後に点検する。また、その点検に係る審議の概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画、自己評価結果等を機構のホームページで公表する。

なお、この計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合は、調達等合理化計画を改定する。